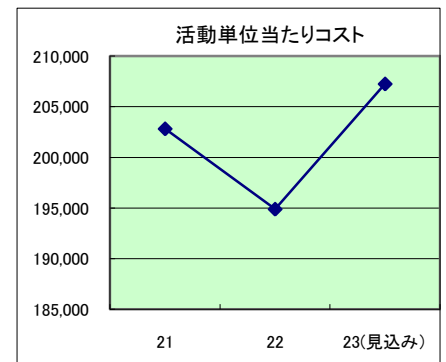


事務事業名		特定入所者介護サービス費支給事業		会計	8	介護保険特別会計
				款	2	保険給付費
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	2	健康で生き生きと暮らせるやさしいまち	項	5	特定入所者介護サービス等費
	施策(節)	3	高齢者福祉	目		
	施策の方向			事業		
関連する計画等		第4期羽曳野市高齢者いきいき計画(介護保険事業計画)		作成部署	保健福祉部 高年介護課 介護保険担当	
事業の目的	対象(誰を・何を)			連絡先	072-958-1111 内線 1370	
	介護保険の被保険者のうち、施設サービスを利用し食費、居住費を負担した者					
	意図(どういう状態にしたいのか)					
事業の内容	利用料の負担軽減を図る。					
	サービスを利用する際の食費、居住費(滞在費・宿泊費)については全額利用者負担となるが、短期入所サービス(ショートステイ)及び介護保険施設等における食費・居住費(滞在費・宿泊費)については、所得の低い方のサービス利用が困難とならないよう1日あたりの負担限度額を設定し、基準費用額との差額を特定入所者介護サービス費として支給している。その負担段階は、所得の状況により3段階設定している。					
根拠法令等		介護保険法(平成9年法律第123号)第40条				
事業開始時期		☐ 昭和 17 年開始 ☐ 明確にはわからない ☐ 終了年度 平成 年度 ☒ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている				
事業開始時からの状況変化		①法改正(平成17年10月)により、施設利用に伴う食費・居住費が保険給付対象外に				
市民や議会の要望						
実施手法		☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()				
委託先		☐ 市外郭団体委託 名称() ☐ 民間委託 ☐ その他		委託内容		

区 分		21年度	22年度	23年度	
		(実績)	(実績)	(見込み)	
事業費【1】 (千円)		197,575	205,190	236,844	
人件費【2】 (千円)		4,440	4,320	3,780	
職員数	正規職員	0.40 人	0.40 人	0.50 人	
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	臨時職員	0.80 人	0.80 人	0.10 人	
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間	
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		202,015	209,510	240,624	
財源内訳	国費 (千円)	30,785	32,026	36,522	
	府費 (千円)	33,427	34,661	40,451	
	市債 (千円)				
	その他 (手数料・使用料等) (千円)	108,666	122,310	124,163	
	一般財源 (千円)	29,137	20,513	39,488	
活動指標(事業の活動実績)【B】		単位	21年度	22年度	23年度(見込み)
① 給付件数		件	996	1,075	1,161
②					
③					
活動単位当たりコスト (【A】 / 【B】 ①)			202,826 円	194,893 円	207,256 円
市民1人当たりコスト (【A】 / 人口)			1,699 円	1,775 円	2,039 円



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	①	適正給付率	%	給付対象者に対し給付が適正に行われたか	目標	100	100	達成率(%)	100
		(式) 適正給付件数÷全給付件数			実績	100	100	100.0%	
	②				目標			達成率(%)	
		(式)			実績				

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	介護保険法に基づく事業である。
	○				○						

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い 市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない 社会情勢の変化に対応している 他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない 国・府の事業と重複していない 事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい 緊急性が認められる	☒	☐	☐	介護保険法に基づく給付事業である。
	効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など) 受益者負担の割合は適当である 人員を削減する余地がない 事業費を削減する余地がない 簡略化できる方法や手段がない 市の他事業と重複していない 民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☐	☒	☐	要介護者数は増加の一途を辿り、施設サービス利用者数も年々増嵩する見通しである。給付の適正化を図ることにより、事業費の適正執行に寄与する。
	有効性	上位の施策(目的)が明確である 上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である 成果を向上させる余地がない 市民の視点にたってサービスが提供されている	☒	☐	☐	経済的状況による介護サービス等の受給低下を緩和することにより、介護保険制度本来の目的に寄与する。
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している 事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている 事業の実施について積極的に市民の意見を反映している 事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☒	☐	☐	介護保険法に基づく保険給付である。
	達成度	成果指標の目標値は適正である 成果指標の実績値は目標値以上である 成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐	介護保険法に基づく保険給付であり、必要な方に必要な給付が適正に行われている。

担当部局評価	総合評価	
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価の理由	
	被保険者数の増加に伴い、介護サービスの提供を求める要介護者数も増加の一途を辿っている。これに伴い、低所得者である利用者も増加傾向にある。 今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など) 保険給付費(サービス供給量)が増加する中、制度の運用が適正になされているか執行管理に努める。	

行革本部評価	総合評価	評価理由・意見
	☒ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☒ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	